

平成30年度会計室運営方針

I 会計管理者の役割と会計室の業務

会計管理者は、地方自治法に基づき、普通地方公共団体に置くものとされており、普通地方公共団体の会計事務をつかさどります。

会計室は、会計管理者の補助組織として、市規則により設置されており、現金・有価証券・物品の出納及び保管、現金及び財産の記録管理、決算の調製、会計検査等を行っています。

[会計室の主な業務]

支出命令等の審査

決算の調製

現金、有価証券等の出納及び保管

指定金融機関及び収納代理金融機関に関する事務及び検査

出納員、公金収納受託者、物品出納員等に対する検査及び指導

不用物品の回収、売却

II 会計室運営方針の総括表

基本方針・重点方針	平成30年度重点取組			
	取組名	目標	計画・条例等	所属等
”全ての政策を「会計事務の正確かつ適正な執行の確保」という観点から支える」という業務認識を共有し、実行します。	1 厳正かつ効率的・合理的な事務の実施	審査・支払、物品会計等の事務の適正な執行や点検・見直し	会計規則・物品会計規則	全担当
	2 市全体の会計事務の適正化及び向上に向けた取組	検査・周知・研修等の実施	会計規則	
公金の安全確実かつ有利な管理運用を行います。	3 公金の適正な管理運用	安全確実かつ有利な管理運用の推進	公金運営基本方針	出納管理担当
指定金融機関による、京都のまちづくりに貢献する提案の実現を促進します。	4 選定時の提案内容の実現	指定金及び関係部局との連携並びに実施状況報告の徴取	指定金融機関の事務取扱等に関する契約	庶務担当
物品の有効活用の促進に努めます。	5 物品の有効活用	全所属への周知・指導の実施	物品会計規則	検査指導担当

Ⅲ 30年度の各重点取組の概要

1 全ての政策を「会計事務の正確かつ適正な執行の確保」という観点から支える、という業務認識を共有し、実行します。

会計事務は、全ての政策、全ての所属の仕事に関わる基本的な業務であり、法令等に基づき正確かつ適正に執行されなければなりません。

会計室においては、審査や検査等による「会計事務の正確かつ適正な執行の確保」に特化した、狭い業務認識に陥ることなく、

- ① 公金が、市民の皆様から預かった大切な財産であるとの認識の下、市民の利益を第一に適正に執行する、市民生活に資する業務であり、
- ② 適正な執行によって、全ての政策を支え、レジリエンスを担保する、市政全体に関わる業務である、との認識を共有し、使命感をもって業務を遂行します。



(1) 厳正かつ効率的・合理的な事務の実施

審査・支払、物品会計等の事務において、厳正・確実を期すことはもとより、同時に効率性や合理性を常に考え、会計室だけではなく他の所属の「働き方改革」にも資するよう、事務の適正な執行や点検・見直しを図ります。

(2) 市全体の会計事務の適正化及び向上に向けた取組

各マニュアルの整備・周知や、会計検査（実地及びチェックシート方式）の実施、メールマガジンの定期的な発行、職員研修の実施等により、全所属等における公金の厳重な取扱いの徹底はもとより、本市全体の会計事務の向上に取り組めます。

2 公金の安全確実かつ有利な管理運用を行います。

「京都市公金運営基本方針」に基づき、金融情勢を注視し、金融機関の経営状況把握に努め、公金の適正な管理運用を行います。

3 指定金融機関による、京都のまちづくりに貢献する提案の実現を促進します。

本市の指定金融機関は、平成28年4月から平成33年3月末までの5年間、三菱UFJ銀行が指定されています。指定金融機関の選定時に同行から受けた、京都のまちづくりに貢献する提案について、同行及び関係局と連携して実現を促進します。



4 物品の有効活用の促進に努めます。

イントラネットホームページ等による迅速な情報発信を通じて、庁内における物品の融通・再使用の活性化を図ります。不用となった物品については適切な分別排出の徹底により有価物としての売却を促進し、物品の有効活用と廃棄物の減量を推進します。



IV 30年度の予算

一般会計

<歳入> (単位:千円)

項目	30年度予算額	内容
財産収入	32,656	物品売払収入
諸収入	3,044	預金利子など
合計	35,700	

<歳出> (単位:千円)

項目	30年度予算額	内容
公金取扱手数料	7,000	口座振替収納手数料 窓口収納手数料など
会計事務	18,800	会計事務経常経費など
合計	25,800	